

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2

◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】 3
- 北九州市長選挙の当選の効力に関する異議の申出に対する決定【行政委員会事務局選挙課】 5

◇ 雑 報

- 特定調達契約の相手方の決定【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】 8

北九州市告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月6日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関 の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------|----------------------------|--------------|
| アール薬局 | 北九州市八幡西区千代ヶ崎三丁目 13番33号 | 令和元年6 月1日 |
| さくら薬局折尾店 | 北九州市八幡西区折尾四丁目8番 10-105号 | 令和元年6 月1日 |
| タマチ薬局 | 北九州市若松区中川町8番6号 | 令和元年6 月1日 |

北九州市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和元年6月6日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
1万5,969人
- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
19万9,735人
- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
門司区 2万8,071人
小倉北区 5万788人
小倉南区 5万8,542人
若松区 2万3,016人
八幡東区 1万8,956人
八幡西区 7万399人
戸畑区 1万6,365人
- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,068人

北九州市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第206条第1項の規定による平成31年1月27日執行の北九州市長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）に対する決定について、法第215条の規定により次のとおりその要旨を告示する。

令和元年6月6日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

記

1 主文

本件異議の申出を却下する。

2 異議申出人の住所及び氏名

東京都調布市入間町2-29-22

平原行人

福岡県田川市桜町14-2

中島良一

東京都国分寺市東元町四丁目3-10

笠原一郎

13 Belsize Road London NW6 4RX U.K

荒牧 薫

沖縄県南城市大里字稲嶺2271-15

新垣精也

沖縄県沖縄市字古謝88番地1 ルナコート406号

石川吉郎

熊本県阿蘇郡高森町色見111-1

中村義信

3 本件異議の申出の趣旨

前項の異議申出人（以下「異議申出人」という。）は、北九州市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）に対し、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求め、本件異議の申出を行ったものである。

4 本件異議の申出の理由の要旨

次の事実があったことから、本件選挙における当選人の当選は無効とされるべきであるし、北九州市民以外にも異議の申出の資格が認められるべきである。

- (1) 本件選挙と同時に執行された北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）で通常の5倍近い白票が見つかっており、本件選挙においても、期日前投票所において夜間に何者かが投票箱の中身をすりかえている疑いがある。
- (2) 500票バーコード集計は、誤作動による票の計算を行っている疑いがある。そのため500票バーコードによって取り込まれたバーコード票によるデータと実際の票数が違っている場合が考えられるのでチェックの上、再開票をする必要がある。
- (3) 他都市での選挙の事案等により、本件選挙が信頼のないものとなっている。

5 本件異議の申出に対する決定の理由

異議申出人は、北九州市民以外にも異議の申出の資格が認められるべきであることを主張するが、法第206条第1項の規定による異議の申出ができるのは、選挙人又は公職の候補者に限定されており、選挙人は本件選挙の選挙権を有する必要がある。また、同項の規定による異議の申出は、当選人の告示の日から14日以内に行わなければならない。

異議申出人のうち平原行人及び笠原一郎は、平成31年2月12日に、当委員会にファクシミリで提出された異議申出書で本件異議の申出を行った者である。当該異議申出書には押印を欠く不備があったが、同年3月1日に、当委員会に郵送で提出された異議申出書により、当該不備は補正されている。ただし、平原行人及び笠原一郎は、調査の結果、本件選挙の選挙権を有さず、本件選挙の候補者でもないため、法第206条第1項の規定による異議の申出を行うことはできない。

異議申出人のうち中島良一、荒牧薫、新垣精也、石川吉郎及び中村義信の5名は、平成31年3月1日に、当委員会に郵送で提出された異議申出書で本件異議の申出を行った者である。当該異議申出書には押印を欠く等の不備があったが、同年4月17日に、当委員会に郵送で提出された書面により、当該不備は補正されている。ただし、中島良一、新垣精也、石川吉郎及び中村義信は、調査の結果、本件選挙の選挙権を有さず、本件選挙の候補者でもないため、法第206条第1項の規定による異議の申出を行うことはできない。また、荒牧薫は、調査の結果、北九州市の在外選挙人名簿に登録されている者であるものの、本件選挙の選挙権を有さず、本件選挙の候補者でもないため、同項の規定による異議の申出を行うことはできない。さらに、これら5名の異議申出人による本件異議の申出が行われたのは、同年3月1日であり、同項の規定による異議の申出の期限である同年2月12日を超過して

いる。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第10号

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程に定める特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、同規程第15条の2の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月6日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 特定役務の名称及び数量

総合医療情報システム保守業務委託 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市立八幡病院事務局経営企画課

北九州市八幡東区尾倉町二丁目6番2号

3 契約の相手方を決定した日

平成31年3月29日

4 契約の相手方の名称及び住所

キャノンメディカルシステムズ株式会社 北九州支店

北九州市小倉北区紺屋町12番4号

5 契約金額

7,011万3,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程第14条に該当するため。